

みつば小学校複合遊具設置業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「みつば小学校複合遊具設置業務」に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名称 みつば小学校複合遊具設置業務
- (2) 業務内容 みつば小学校運動場における複合遊具の設置
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から令和9年2月16日（火）まで
- (4) 履行場所 瀬戸市八幡台3丁目1番地

3 提案上限額

提案上限額は、次のとおりとします。

金10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 日程

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 公告日 | 7月6日（月） |
| (2) 質疑提出期限 | 7月21日（火）13時まで |
| (3) 質疑回答日 | 7月24日（金） |
| (4) 参加資格確認申請書提出期限 | 7月31日（金）13時まで |
| (5) 参加資格確認通知日 | 8月7日（金） |
| (6) 提案書提出期限 | 8月20日（木）13時まで |
| (7) 1次選定委員会開催日 | 8月25日（火） |
| (8) 1次審査結果通知日 | 8月26日（水）（予定） |
| (9) プレゼンテーション開催日（2次審査） | 9月2日（水）～8日（火） |
| (10) 2次審査結果通知日 | 9月16日（水） |
| (11) 契約締結日 | 10月1日（木）（予定） |
| (12) 業務開始日 | 10月2日（金）（予定） |

5 参加資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認申請書提出期限において、令和8・9年度あいち電子調達共同システム（CALIS/EC）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に本案件の営業種目（とび・土工）の登録があること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
 - (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）に従い、現場代理人及び主任技術者を工事現場に配置できること。
 - (8) 平成28年4月1日以降（過去10年間）において、自治体もしくは公共団体又は学校施設等における遊具の設置実績があること。
- 6 実施要領等の閲覧及び配布方法
- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市教育部教育政策課施設係
電話 0561-88-2764 FAX 0561-88-2755
メールアドレス kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp
 - (2) 本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法
瀬戸市ホームページからダウンロードすること。
記事名「みつば小学校複合遊具設置業務公募型プロポーザル」
アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/>
- 7 質疑・回答
- (1) 提出方法 別添の質問書（第7号様式）により、電子メールにて提出してください。
※必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認してください。
※電話又は口頭による質問は受け付けません。
 - (2) 提出期限 令和8年7月21日（火）13時まで（必着）
 - (3) 提出先 「16 問合せ先（担当課）」を参照。
 - (4) 回答方法 令和8年7月24日（金）に瀬戸市ホームページに質問内容と回答を掲載します。
- 8 参加申請手続き

- (1) 提出書類
 - ア 参加資格確認申請書（第1号様式）
 - イ 誓約書（第2号様式）
 - ウ 会社概要（第3号様式）
 - エ 工事（納入）実績（第4号様式）
 - オ 実績のわかる契約書の写し又はコリンズの写し
- (2) 提出期間 令和8年7月6日（月）から令和8年7月31日（金）13時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加者の自己責任とします。
- (4) 提出先 「16 問合せ先（担当課）」を参照。
- (5) 参加資格の審査・審査結果の通知
参加者の参加資格を審査し、当該審査の完了後に参加資格の有無を電子メールにより参加資格確認通知書（第5号様式）により通知します。

9 企画提案書作成方法

- (1) 提出方法
持参又は郵送により提出してください。
郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。
なお、提出期限までに提出されなかった企画提案書は無効とします。
- (2) 提出期限
令和8年8月20日（木）13時まで
- (3) 提出先「16 問合せ先（担当課）」を参照。
- (4) 提出書類
 - ア 実施体制及び業務の基本方針等（第8号様式）
業務実施に当たっての組織体制及び業務実施における基本的方針や留意点、特記事項等を記載すること。
 - イ 企画提案書（第9号様式）
添付書類
 - ① 提案目的物の概要図（完成予想イラスト）
 - ② 配置計画図
 - ③ 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）
 - ④ 工程計画書（様式任意）
 - ⑤ 参考見積書（様式任意）及び工事費内訳書（第12号様式）

⑥ その他必要に応じて補足説明資料

- ※1. 完成予想イラストは過大な表現は避け、現実スケールに近い表現とすること。
- ※2. 構造図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物すべてについて明記すること。
- ※3. 工程計画書は、設計、製造、施工までの作業に係る計画書を作成すること。
- ※4. 図面及び工程計画書はA 3片面印刷とし極力枚数を減らした上でA 4サイズに製本して提出すること。
- ※5. 企画提案書の文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表等でやむを得ない場合は除く。
- ※6. 企画提案書の記述にあたっては、説明を要しなくとも企画提案書を読んで理解ができる内容とすること。
- ※7. 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は記載しないこと。
- ※8. 企画提案書は、下部にページ番号を付記し、左上をホチキス止めで綴ること。
- ※9. 提案者1者につき1提案に限る。

(5) 提出部数

- ア 企画提案書正本（会社名記載有り、押印有り） 1部
- イ 企画提案書副本（会社名記載無し、押印無し） 8部
- ウ 企画提案書電子データ pdf（会社名記載無し、押印無し） CD 1部
- エ 提案目的物の概要図（完成予想イラスト）A0程度に拡大 2部

10 参加資格審査及び一次審査（書類審査）

(1) 審査内容

「5 参加資格」の要件をすべて満たしているか、書面による審査を行います。その後、参加資格を有する応募者の企画提案書等について、みつば小学校複合遊具設置業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が書面による一次審査を行い、上位3者程度を選定します。

(100 点満点)

評価項目	評価の視点	評価点
会社概要	会社規模・体制に問題ないか。設置・納入スケジュールに問題ないか。	15点
設置実績	他自治体もしくは公共団体又は学校施設等における遊具の設置実績状況はどうか。	15点
安全性	動線の確保、適切な向き、安全領域など、遊具等が安全かつ適正に配置されている。	20点

機能性	遊具の概要が明確であり、6歳～12歳までが遊べる遊具が備わっている。	20点
デザイン性	子どもが一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。	20点
価格評価	予算額の範囲内で、安全性・機能性・デザイン性の項目を総合的に勘案し、価格の妥当性を評価する。	10点

(2) 参加資格審査及び一次審査の結果通知

すべての参加申込者に参加資格審査及び一次審査結果通知書（第6号様式）により通知します。二次審査の案内についても併せて通知します。

通知時期 令和8年8月26日（水）予定

なお、1次審査の評点は、2次審査に持ち越しません。

1.1 二次審査（プレゼンテーション審査）

本実施要領、各仕様書等に基づき提出された企画提案書等の内容について明瞭化するため、審査委員会がプレゼンテーション審査を実施します。

- (1) 実施日 令和8年9月2日（水）
- (2) 実施場所 瀬戸市役所 4階 大会議室
- (3) 実施内容

プレゼンテーションは、企画提案書としてまとめた順番（内容）に基づいて行ってください。企画提案書等と異なる内容や説明、追加資料の配布は認めません。なお、その他要求仕様に対する実現方法で、特にアピールしたい項目や提案したい項目があれば行っても構いません。

また、みつば小学校において、9月3日から9月8日まで児童に向けたプレゼンテーションを行うので、9(5)エで提出された「提案目的物の概要図（完成予想イラスト）」を事務局で掲示し、下記(7)評価項目「児童評価」とします。

(4) タイムスケジュール

- ・準備 5分
- ・プレゼンテーション 20分
- ・質疑応答 10分
- ・片付け 5分

(5) プレゼンテーションに要する機材等

スクリーン、プロジェクター、延長コードは瀬戸市で用意しますが、事前に接続確認等を行えませんが、持参していただくことも可能です。

(6) 出席者

プレゼンテーションへの参加は3名までとし、説明は受託した際に本業

務に従事する者が行うこととします。

(7) 評価項目

(100 点満点)

評価項目	評価の視点	評価点
安全性	動線の確保、適切な向き、安全領域など、遊具等が安全かつ適正に配置されている。	10点
	からまり、引っ掛かり、落下、挟み込み等への対策、予期せぬ遊び方によるケガ防止など、子どもたちが安全に遊べるように配慮された提案となっている。	10点
	子どもの安全性、機能的な遊具配置など工夫がなされた提案となっている。	10点
機能性	遊具の概要が明確であり、6歳～12歳までが遊べる遊具が備わっている。	5点
	児童の身体的・心理的発達を促すような機能がある。	5点
デザイン性	子どもが一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。	5点
	多様な遊び方（のぞく・登る・くぐる・滑る等）が提供されており、子どもの五感や好奇心を刺激し、自発性や創造性の向上、体力づくりに資する遊具の構成になっている。	5点
維持管理	日常の点検、清掃、メンテナンス、小修繕を容易に行うことができる。	10点
価格評価	予算額の範囲内で、安全性・機能性・デザイン性の項目を総合的に勘案し、価格の妥当性を評価する。	5点
その他	企画提案書やプレゼンテーションは、分かりやすいか。	5点
児童評価	児童にとって、魅力的な遊具となっているか。	30点

(8) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けたすべての参加者に、結果通知書（第10号様式）を通知します。

なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

通知時期 令和8年9月16日(水)予定

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

1.3 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知します。

- ア 業務名称
- イ 契約候補者
- ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表します。

- ア 業務名称
- イ 業務内容及び契約期間
- ウ 契約候補者の名称及び所在地
- エ 提案者数及び審査結果

1.4 契約手続き

(1) 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行います。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定します。

(2) 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結します。

(3) 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行います。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとします。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第3位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行います。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所教育政策課 公告日から提案書提出期限まで

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条の規定によります。

1.5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。

緊急時において、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザル方式に要した費用を瀬戸市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（第11号様式）を担当課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3 提案上限額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、瀬戸市が必要と認める場合には、瀬戸市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1 6 問合せ先（担当課）

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市教育委員会 教育政策課 施設係

連絡先 0561-88-2764（直通）

メール kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp